

## 企業研究会 規約

### (名称)

第1条 本団体は、企業研究会と称する。

### (目的)

第2条 本団体は、書籍や先生方等から企業について学び、各々の興味と知識を深め、今後のキャリアに活かすことを目的とする。

### (会計)

第3条 会計年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月末日に終了するものとする。  
なお、年度初めに予算計画を作成するとともに、年度末に決算を行うものとする。

### (会費)

第4条 会費は、徴収しない事とする。但し、臨時に会費が必要となった場合、会費の徴収の際に全部員の合意が必要であることとする。

### (役員)

第5条 本団体は、次の役員で構成する。役員任期は1年とし、年度当初に開催する定例会に置いて改選する。但し、再任を妨げない。

- 1) 部長 1名 … 本団体を代表し、部員をまとめることと外部との連携を図る。
- 2) 副部長 1名 … 部長を補佐し、部長に事故等ある時若しくは不在の時はその職務を代行する。
- 3) 会計 1名 … 会計事務を処理する

### (決議)

第6条 本規約の定めのない事項については全部員の過半数により決する。

### (改廃)

第7条 本規約は、全部員の過半数により改廃される。

### 附則

この規約は、平成26年11月27日から施行する。